

# 太宰府市民塾 太宰府かわら版

臨時増刊号  
2012年1月発行  
次回は2月末日予定  
【発行】  
太宰府市民塾

代表幹事 森岡侑士  
編集責任者 山路依里  
【連絡先】080-  
2715-4884

【メールアドレス】  
daza\_yoshida@  
wak.bbii.jp

【ホームページアドレス】  
http://www1.bbii.jp/dzaifujuku/

ご意見・ご感想  
お寄せください

## 市長再議書に「異議アリ」！ 熱慮の上での判断なのか？ 市政に汚点残した市長・議会はどう動く？

### 賛成多数で可決した条例(議員提案)に対し そんな条例は必要ない！と井上保廣市長が 太宰府市議会に付した再議書の内容

平成23年12月19日

太宰府市議会議長 大田 勝義様

太宰府市長 井上 保廣

#### 再議書

平成23年太宰府市議会第4回(12月)定例会において、平成23年12月19日に修正議決された、「太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する紛争防止条例の制定について」は、次の理由により異議があるため、地方自治法第176条第1項の規定に基づき、再議に付する。

#### 理由

「太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する紛争防止条例」の制定については以下の点について異議がある。

1. 携帯電話基地局の問題については、「太宰府市携帯電話基地局設置にかかる住民紛争等の防止に向けた実施方針」を定め、これにより対応を図ることを決定しており、電波法をはじめとする法令等に基づき設置運営されている形態電話基地局に対して、この実施方針以外に条例を制定する必要はないものと考えます。

2. 本条例の制定により、携帯電話基地局の整備に支障をきたすことが想定され、携帯電話を使用する多くの市民の通信の利益を害する恐れがあると、年間700万人を超える来訪者の携帯電話使用にも影響を及ぼす恐れがあると考える。特に、携帯電話が高齢者や子供たちの安全確保や119番・110番などの緊急時の連絡手段、また、災害時の非常通報手段として利用されており、携帯電話が円滑に使用できる環境を整備することは住民福祉の向上や安全・安心のまちづくりという観点からも重要であると考えます。

平成二十四年の新春を迎え、一見平穏無事に見える太宰府の日々ですが、私たちの生活に直接かかわる市政の面では、決して穏やかではないことがうかがわれています。

暮れも十九日の市議会本会議最終日に、議員発議による「太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する紛争防止条例」の採決がありました。既にこの件に関する特別委員会でも十対七で可決されていた条例案は、

本会議でも同じく十対七で可決されました。ところが、採決直後に、市長がこの採決された条例を「再議」に付す。つまり、議長に「再議書」(紙面左上に掲載)を提出し、それを拒否するという挙に出ました。

一般的には「再議」の趣意は、市長側から議会に、議決に関して再度の慎重審議を促す点にあります。戦後日本の地方自治制度の特長は二元代表制、つまり議事機関である議会議員と、住民有権者の投票によって選ばれ、執行機関の長(市の場合は市長)が、住民有権者の投票によって選ばれます。「再議」はこの両者の関係がより良く機能するための手段でもあります。

という強弁です。何時どの様に決められたかも定かでない「実施方針」が自治立法の根幹である条例よりも有意にあるという妙な理屈です。市民の生活に関わる内容であるにも拘わらず、この「実施方針」はパブリックコメント等の手続きを経ることもなく、市民とは隔絶したところで決められたことを、行政執行部は市民にどのように説明するのでしょうか。いまひとつの理由は、携帯事業者による基地局整備に支障を来たすことが想定される、という条例の意図・内容とは全く関係のない強弁です。これは条例を敢えて悪者に仕立て、市民に不安を与える古典的な論法で論外でしょう。

冷静に判断すれば、理由の双方とも根拠の極めて薄弱な「言いがかり」に近いものと考えられます。常日頃、太宰府の行政運営には稚拙さを感じるのですが、一方の議会はどうでしょうか。長い期間にわたって、行政との「馴れ合い」や「事大主義」に安住してきた面があるのでしよう。今回の条例制定の経緯において、特別委員会や本会議でも、反対の意見表明は無いが極めて貧弱なのに、採決となると反対に回る議員の姿は見るに悲しいものです。行政執行部と切磋琢磨し、議を尽くすなど望むべくもない状態が露呈しています。現在、議会で議論されている「議会基本条例」や折から始まった市民を中心とする「自治基本条例」の検討も、議会による最終的な条例制定という局面を迎えます。その「備え」は十分なものでしょうか。

#### 太宰府市携帯電話基地局設置にかかる住民紛争等の防止に向けた実施方針

1. 目的  
この実施方針は、携帯電話基地局(以下「基地局」という)の設置等に伴う住民紛争が生じていることにかんがみ、携帯電話会社(以下「事業者」という)が周辺住民に対して、基地局の設置若しくは改造をしようとする時、または、既設基地局について説明を求められた時の説明責任を明確にし、持って市民と事業者の紛争を防止することを目的とする。

2. 定義  
この実施方針における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。  
(1)基地局とは、携帯電話端末、その他これらに類するデータ通信用の機器相互間の通信を中継する送受信兼用の設備をいう。  
(2)事業者とは、基地局の設置若しくは改造をしようとする者、及び既設基地局を管理している者をいう。  
(3)周辺住民とは、基地局の設置予定の場所または既設基地局の場所を中心にその影響が及ぶと想定される範囲の住民とする。

3. 市の責務  
市は、周辺住民と事業者との紛争の防止および調整に努めるものとする。

4. 事業者の責務  
事業者は、基地局の設置若しくは、改造、または既設基地局についての説明を求められた場合、住民説明会の開催等、周辺住民の意見を聴き、理解が得られるよう誠意をもってその解決にあたり、紛争の防止に努めるものとする。

5. 周辺住民の責務  
周辺住民は、事業者による説明について検討を行い、紛争の防止に努めるものとする。

#### 「太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する紛争防止条例」の「再議」に関する意見書

平成23年12月19日の平成23年太宰府市議会第4回(12月)定例会におきまして修正可決されました、議会発議による「太宰府市携帯電話基地局の設置等に関する紛争防止条例」は、市長が「再議」に付す事態に至りました。今後市長から市議会議長宛に提出された「再議書」の二つの「理由」は、「再議」成立の要件という観点からは、以下のように甚だ大きな疑問を抱かせるものと考えます。

第一の理由は、既に市には「太宰府市携帯電話基地局設置にかかる住民紛争等の防止に向けた実施方針」が存在する故、それ以外の条例を制定する必要がない、とするものです。しかし、この「実施方針」はいつ、どの様な経緯を経て決められたものか全く不明で、ましてや住民・市民への情報公開やその意見聴取を経た形跡もありません。つまりこれは行政執行部内の単なる申し合わせ事項で、内部的な拘束力さえない推測され、自治体法務として、条例と較べるべきものではありません。

第二の理由は、条例制定により携帯電話基地局の整備に支障をきたすことが想定される、というものです。その想定根拠は示されず、条例制定の意図・目的を曲解し、それが市民生活に不便・危険を及ぼすと誇大に述べ立てたに過ぎず、「再議」の理由としては、全く的外れであり、論外と考えます。

「再議」は、二元代表制という地方自治、ひいては民主主義の根幹に関わるものとして、その適用には十二分に慎重を期すことが不可欠です。つまり、「再議」に付す理由の妥当性と説得力が「再議」成立の重要な要件であり、それを満たさない場合は「再議」の適用として、厳しく排除しなくてはなりません。

今般の「再議」が、上記二つの理由をもって成立するの否かの判断は、議会または市長の一方に委ねられるものではありません。市議会におかれましては、市長からの「再議」の理由の妥当性・説得力を精査・吟味の上、「再議」成立に疑義ありの立場で、地方自治法にいう「地方公共団体の機関相互の間の紛争」として、自治紛争処理委員に調停申請され、その過程において、本案件を住民・市民に対し、十分に情報公開されるよう切望いたします。



新聞記事だけでは解らない！ 「携帯基地局条例問題」で何が起きているのか！  
これまでの流れを追ってみました\* 市・議会の動き\* そして市民塾はこう思います！

Table with 4 columns: H年月日, 市の動き, 議会の動き, 情報・市民塾の見解. It details the timeline of the mobile phone base station ordinance issue from December 2022 to January 2024.

新人議員五人にお尋ねしました  
市長が再議に付した行為をどう思いましたか？

小島 真由美氏

陶山 良尚氏

芦刈 茂氏

「再議」だけを切り取って論じる事は困難であり、現在も審議中である事から、現時点での個人的意見は差しひかえない。しっかりと検討して参りたい。通常、条例制定までには①事例の調査②素案の作成③法令との整合性④行政との協議⑤議員間の協議といった準備は必要だと考える。内容が複雑であればあるほど時間も協議もさらに必要となるであろう。「立法機関としてのあり方」についてもしっかりと検討して参りたい。

上 疆氏

神武 あや氏

貴塾から再議に関する意見書をいただき、そのご意見の内容は私も同意するところで。しかし、市長は現市議会では再議の議決要件である三分の二以上の反対はないと、これまでの議会での判断により甘く考えておられ、議会軽視も甚だしいことから、議会はこの議案に賛成されなかった七人の議員を含め、一月三十日十三時の特別委員会にて、再度、市民・住民の立場に立つて十分な討論を行い、合意形成をする必要があると思っております。このことは、今後の議会基本条例の制定や議会運営に大きな問題・課題でもあり、高いハードルではありませんが超えていかねばならないと考えっております。また、ご指摘の調停申請も並行して取り組みます。

再議の制度について

今回市長が提起した「再議」は、通例では一般的拒否権と言われ、条例の制定・改廃または予算に関する議会の議決に対するもので、地方自治法で認められています。(第176条第1項) 議会議決が過半数であったものが再議に付されると、再度その議案は議会の審議となり、三分の二以上の多数を得ない限り、廃案とされます。ある意味では、二元代表制をより有効に機能させるためのものでもありますが、反面では拒否権の発動が安易に行われると、二元代表制ばかりか、民主制度すら壊しかねないものです。それゆえ、制度はあってもその適用には極めて慎重な態度であるのが自治体運営では慣行化しています。

【終りに】 今回の市長の再議問題は、新聞でもわりと大きく取り上げられ「議員提案の条例成立を真つ向から阻止しようとするのは異例だ」(毎日新聞)とのコメントにも現れているように、今後の市政運営に大変暗い影を落とした行為だと、私たちは非常に危機感を抱いてます。折りしも先日、自治基本条例制定に向けて第一回目のまちづくり市民会議が開かれましたが、このような行為がまかり通るなら、いくら市民や議会・市職員が共に議論を重ね、良い条例案を作り上げたとしても、市長の思惑一つでどうにもなるというところが今回事例されたのです。自治基本条例制定までの筋道はパフォーマンス、市民会議は市民参画の実績作りではない...と、今後の条例制定の意義すら無にしてしまった井上市長の責任は、市行政が考える以上に深刻であることを知るべきでしょう。(山路依里)